

京田辺市

被災者生活再建支援制度一覧

令和5年度



り災証明書等交付

頁	制度名	制度開始要件 (災害規模)	対象者	概要	受付窓口 問合せ先
10	り災証明書等交付	無	住家等に被害を受け、証明書を希望する人	被災者からの申請に基づく、住家等における被害に対する証明書の交付	安心まちづくり室

給付等制度

頁	制度名	制度開始要件 (災害規模)	対象者	概要	受付窓口 問合せ先
12	災害見舞金	無	住家が床上浸水、半壊以上の被害を受けた世帯	見舞金の支給	社会福祉課
13	災害弔慰金	市内で5世帯以上の住家が滅失した災害等	死亡した人の遺族	弔慰金の支給	社会福祉課
14	災害障害見舞金	市内で5世帯以上の住家が滅失した災害等	重い障害を受けた人	障害見舞金の支給	社会福祉課
15	被災者生活再建支援金	国による被災者生活再建支援法の適用	住家が全壊または大規模半壊した世帯	被災者生活再建支援金の支給 ・住宅の被害程度に応じて支給する基礎支援金 ・住宅の再建方法に応じて支給する加算支援金	社会福祉課
16	大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援事業	国による被災者生活再建支援法の適用及び府が指定する災害	住宅が一部破損や床上浸水以上した世帯主	被災住宅の再建等に要する経費の支援	開発指導課
18	小・中学生の就学援助	無	就学が困難となった市立小・中学校の生徒の保護者	学用品費、学校給食費等の援助	学校教育課

貸付制度

頁	制度名	制度開始要件 (災害規模)	対象者	概要	受付窓口 問合せ先
20	災害援護金	府内で災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害	世帯主が負傷（療養期間1か月以上）、家財の1／3以上の被害、住家が半壊以上の被害を受けた世帯 ※所得制限あり	資金の貸し付け	社会福祉課

減免等制度

頁	制度名	制度開始要件 (災害規模)	対象者	概要	受付窓口 問合せ先
23	市・府民税の減免	無	住家又は家財に3／10以上の被害を受けた人	税の軽減、免除	税務課
24	固定資産税・都市計画税の減免	無	土地、家屋償却資産に損害割合2／10以上の被害を受けた人	税の軽減、免除	税務課
26	市税の徴収猶予	無	災害により納付すべき徴収金を一時的に納税することが困難な人	1年以内の期間に限り、徴収を猶予する	税務課
27	国民健康保険税の減免、徴収猶予	無	住家が半壊以上の被害を受けた世帯	税の軽減、免除	国保医療課
28	国民健康保険一部負担金の減免、徴収猶予	無	世帯主が災害により死亡し、精神又は身体に著しい障害を受け、又は資産に重大な損害を受けた世帯	一部負担金の軽減、免除	国保医療課
29	後期高齢者医療保険料の減免、徴収猶予	無	災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた世帯に属する人	保険料の軽減、免除	国保医療課
30	後期高齢者医療一部負担金の減免、徴収猶予	無	震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けた世帯に属する人	一部負担金の軽減、免除	国保医療課

頁	制度名	制度開始要件 (災害規模)	対象者	概要	受付窓口 問合せ先
31	国民年金保険料 の免除	無	災害により、被保険者の所有に係る住宅、家財その他の財産につき、被害金額がその価格のおおむね1/2以上の損害を受けた人	保険料の免除	市民年金課
32	介護保険料の減免	無	住家が一部損壊、床上浸水等による損害割合1/10以上の被害を受けた被保険者(65歳以上の人)	保険料の軽減、免除	介護保険課
33	介護保険利用者負担額の減免	無	住家が一部損壊、床上浸水等による損害割合1/10以上の被害を受けた被保険者)	負担額の軽減、免除	介護保険課
34	保育料等の減免	無	住家が一部損壊、床上浸水等による損害割合1/10以上の被害を受けた世帯の子どもの保護者	保育料等の軽減、免除	輝くこども未来室
35	児童手当の認定等の特例	無	被災者	支給開始時期等の特例、添付書類等の省略	子育て支援課
36	児童扶養手当に係る特例措置	無	被災者	支給開始時期等の特例、所得制限の特例、添付書類等の省略	子育て支援課
37	特別児童扶養手当に係る特例措置	無	被災者	支給開始時期等の特例、所得制限の特例、添付書類等の省略	子育て支援課

頁	制度名	制度開始要件 (災害規模)	対象者	概要	受付窓口 問合せ先
38	市営住宅家賃等の減免、徴収猶予	無	災害により著しい損害を受けた入居者	市営住宅家賃等の減免、徴収猶予	開発指導課
39	一般廃棄物処理手数料の減免	無	住家や家財等に被害を受けた人	災害ごみを環境衛生センター甘南備園に持ち込む場合の一般廃棄物処理手数料の免除	清掃衛生課
40	下水道使用料の減免	無	災害により被災の状態にあると認められる使用者	使用料の軽減、免除	経営管理室
41	集落排水処理施設使用料の減免、徴収猶予	無	住家に被害を受けた人	使用料の軽減、免除	経営管理室

#### 住家の応急措置等

頁	制度名	制度開始要件 (災害規模)	対象者	概要	受付窓口 問合せ先
43	住宅の応急修理	国による災害救助法の適用	大規模半壊、半壊又は準半壊の被害を受けた住家 ※半壊・準半壊は所得制限あり	被災した住家の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の応急修理費用の支援	開発指導課

文化財修復等支援

頁	制度名	制度開始要件 (災害規模)	対象者	概要	受付窓口 問合せ先
45	指定文化財の修復等支援	無	被害を受けた寺社等	国指定、府指定・登録文化財の修復等のための補助	文化・スポーツ振興課 (京都府文化財保護課)
46	未指定文化財の修復等支援	無	被害を受けた寺社等	国指定、府指定・登録文化財以外の文化財の修復等のための補助	文化・スポーツ振興課 (京都府文化政策室)

その他制度

頁	制度名	制度開始要件 (災害規模)	対象者	概要	受付窓口 問合せ先
48	市営住宅入居の公募の例外	無	災害により、住宅を滅失した人	被災者に対して、通常行う公募を経ずに市営住宅を提供	開発指導課

各種相談窓口

頁	制度名	制度開始要件 (災害規模)	対象者	概要	受付窓口 問合せ先
-	ボランティア	無	被害を受けた人	災害ボランティアセンターからボランティアの派遣	京田辺市社会福祉協議会
50	市民無料法律相談	無	市内在住・在勤・在学の方	法律問題に関して弁護士が回答 ・予約が埋まっている場合には他の相談機関を案内 ・京都弁護士会が災害等被害の特設相談窓口を設置する場合あり(設置有無に関しては要問合せ)	人権啓発推進課(市民相談電話)



# り災証明書等交付

制度の名称	り災証明書等交付	
支援の内容	<p>台風・地震等の自然災害により住家に被害が生じた場合、被災者からの交付申請に基づき、り災証明書を交付する。</p> <p>また、住家以外のものの被害については、被災証明書を交付する。</p> <p>り災証明書等は各種被災者生活再建支援制度等の利用のために必要となるほか、保険の請求のために必要となる場合がある。</p>	
活用できる方	災害により被害を受けた建物等の所有者または居住者	
申請の方法	<p>安心まちづくり室へ申請書及び必要書類を提出</p> <p>※災害の規模により、専用窓口を設置する場合あり</p>	
申請書類	持参物	り災証明書等交付申請書、写真、本人確認書類
	窓口配付	申請書（市ホームページからも入手可）
支給の時期	－	
問合せ先	安心まちづくり室（TEL 0774-64-1307）	

# 給付等制度

制度の名称	災害見舞金	
支援の内容	京田辺市内において、火災、爆発事故及び水損事故並びに台風、地震その他の自然災害により住家に被害を受けた住民に対し、見舞金等を支給する	
	被害程度	金額
	全焼（全損）又は全壊	1世帯当たり 150,000円以内
	半焼（半損）又は半壊	1世帯当たり 75,000円以内
	水損又は床上浸水	1世帯当たり 30,000円以内
活用できる方	京田辺市に居住し、かつ、住民基本台帳に記録されている者で、災害により住家に被害を受けた者。京田辺市災害弔慰金の支給がある場合は除く。	
申請の方法		
申請書類	持参物	
	窓口配付	
支給の時期		
問合せ先	健康福祉部 社会福祉課（Tel 0774-63-1127）	

制度の名称	京田辺市災害弔慰金	
支援の内容	災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行う。	
	死亡者が死亡当時災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合	5,000,000円
	その他の場合	1人当たり2,500,000円
活用できる方	災害により被害を受けた当時、本市に住所を有した者 死亡者の死亡当時において、死亡者により、生計を主として維持していた遺族(兄弟姉妹を除く)を先にし、その他の遺族を後にする(順位=配偶者→子→父母→孫→祖父母)	
申請の方法	次に掲げる事項の調査を行った上、災害弔慰金の支給を行う。 (1) 死亡者の氏名、性別及び生年月日 (2) 死亡(行方不明を含む。)の年月日及び死亡の状況 (3) 死亡者の遺族に関する事項 (4) 支給の制限に関する事項 (5) 市長が必要と認める事項 本市の区域外で死亡した住民の遺族については、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出する。	
申請書類	持参物	(本市の区域外で死亡した住民の遺族の方) 死亡地の官公署の発行する被災証明書 (弔慰金の申請者(遺族)が本市住民でない方) 遺族であることを証明する書類
	窓口配付	
支給の時期		
問合せ先	健康福祉部 社会福祉課 (Tel 0774-63-1127)	

制度の名称	災害障害見舞金	
支援の内容	災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の規定に準拠し、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に表の災害障害見舞金の支給を行う。	
	疾病かかった当時、当該障害者が生計を主として維持していた場合	障害者1人当たり2,500,000円
	その他の場合	障害者1人当たり1,250,000円
活用できる方	災害により被害を受けた当時、本市に住所を有した者	
申請の方法	<p>1 次に掲げる事項の調査を行った上、支給を行う。</p> <p>(1) 障害者の氏名、性別及び生年月日</p> <p>(2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況</p> <p>(3) 障害の種類及び程度に関する事項</p> <p>(4) 支給の制限に関する事項</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項</p> <p>2 本市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明を提出させるものとする。</p> <p>3 市は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律の別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書を提出させるものとする。</p>	
申請書類	持参物	所定の診断書  (本市区域外で障害原因となる負傷又は疾病状態となった方) 負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書
	窓口配付	
支給の時期		
問合せ先	健康福祉部 社会福祉課 (TEL 0774-63-1127)	

制度の名称	被災者生活再建支援金（京都府）	
支援の内容	<p>・豪雨災害により住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に支援金を支給します。</p> <p>・支給額は下記 2 つの支援金の合計になります。</p> <p>○住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)</p> <p>住宅の被害程度 支援金額</p> <p>全壊 100万円</p> <p>大規模半壊 50万円</p> <p>○住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)</p> <p>住宅の再建方法 支援金額</p> <p>建設・購入 200万円</p> <p>補修 100万円</p> <p>賃借 50万円</p> <p>※1回目に賃借50万円で申請し、2回目に建設・購入で申請した場合、支給額は差額の150万円となります。</p> <p>○申込期間 基礎支援金：災害のあった日から13か月の間 加算支援金：災害のあった日から37か月の間</p>	
活用できる方	被害認定を受けられた方で住宅が全壊または大規模半壊と認定された世帯（被害の程度は「り災証明書」に記載されます。）が対象となります（ただし住宅を取壊さなければならない特別な事情がある場合は上記の被災区分以外でも考慮の対象となりますので御相談ください。）。	
申請の方法	社会福祉課窓口まで以下の必要なものを御持参いただきお手続きください	
申請書類	持参物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・印鑑・振込口座のわかる預金通帳・住民票・り災証明書（原本）</li> <li>・加算支援金を受ける場合は購入や契約書等の写し</li> </ul>
	窓口配付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書</li> </ul>
支給の時期	受付後、市から京都府（実施主体）の実施事業者へ申請書類を送付し、その後書類等審査されます。申請から約3か月後、お振込みとなります。 ※ただし提出書類において訂正等がない場合に限りです。	
問合せ先	健康福祉部 社会福祉課（Tel 0774-63-1127）	

制度の名称	大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援事業																																
支援の内容	<p>1. 事業概要</p> <p>大規模自然災害により生活基盤となる住宅に被害を受けられた市民の方に対し、住宅の再建等に係る経費の一部を補助します。</p> <p>2. 事業の内容</p> <p>(1) 住宅再建経費</p> <p>被災住宅の再建等（建替、購入、補修、賃借）に要する経費を対象に被害区分ごとの補助限度額を上限に補助</p> <p>(2) 住宅再建関連経費</p> <p>被災住宅において使用されていた家具・家電の修理、買替え、被災住宅の清掃等を5万円を上限に補助</p> <p>&lt;&lt;補助限度額 (1)(2)の合計&gt;&gt;</p> <p><b>【被災者生活再建支援法が適用される場合】</b></p> <table border="1" data-bbox="408 987 1353 1328"> <thead> <tr> <th>被害区分</th> <th>建替・購入</th> <th>補修</th> <th>賃借</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊 (支援法支援金との合計額)</td> <td>150万円 (450万円)</td> <td>100万円 (300万円)</td> <td>75万円 (225万円)</td> </tr> <tr> <td>大規模半壊 (支援法支援金との合計額)</td> <td>100万円 (350万円)</td> <td>60万円 (210万円)</td> <td>40万円 (140万円)</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【被災者生活再建支援法が適用されない場合】</b></p> <table border="1" data-bbox="408 1424 1353 1671"> <thead> <tr> <th>被害区分</th> <th>建替・購入</th> <th>補修</th> <th>賃借</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊</td> <td>300万円</td> <td>200万円</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>大規模半壊</td> <td>250万円</td> <td>150万円</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>150万円</td> <td>150万円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>一部破損・床上浸水</td> <td>50万円</td> <td>50万円</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	被害区分	建替・購入	補修	賃借	全壊 (支援法支援金との合計額)	150万円 (450万円)	100万円 (300万円)	75万円 (225万円)	大規模半壊 (支援法支援金との合計額)	100万円 (350万円)	60万円 (210万円)	40万円 (140万円)	被害区分	建替・購入	補修	賃借	全壊	300万円	200万円	150万円	大規模半壊	250万円	150万円	100万円	半壊	150万円	150万円	—	一部破損・床上浸水	50万円	50万円	—
被害区分	建替・購入	補修	賃借																														
全壊 (支援法支援金との合計額)	150万円 (450万円)	100万円 (300万円)	75万円 (225万円)																														
大規模半壊 (支援法支援金との合計額)	100万円 (350万円)	60万円 (210万円)	40万円 (140万円)																														
被害区分	建替・購入	補修	賃借																														
全壊	300万円	200万円	150万円																														
大規模半壊	250万円	150万円	100万円																														
半壊	150万円	150万円	—																														
一部破損・床上浸水	50万円	50万円	—																														



	<p>(3) 住宅再建融資返済経費</p> <p>被災住宅の再建等（建替、購入、補修）に要する経費について、融資を利用した場合の利息相当額を5年間補助</p>		
	対象経費	住宅再建融資返済経費	被災住宅の建替え等（建替え、購入、補修）において融資を利用した場合の返済経費
	補助金上限額等	補助対象融資	<p>ア. 住宅金融支援機構災害復興住宅融資</p> <p>（融資上限 建設 2,700万円 購入 3,700万円 補修 1,200万円）</p> <p>イ. 京都府知事が別に定める融資</p>
		補助対象期間	融資の実行日から5年間（補助金交付は年度毎）
		補助金上限額	利息に相当する額（アの利息に相当する額を上限）
活用できる方	<p>次のすべての要件を満たす世帯主が対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・京田辺市内の住宅に自ら居住し、大規模自然災害により被害を受けられ、被災住宅の再建等を行う方</li> <li>・「り災証明」により被災区分が確認できる方</li> </ul>		
申請の方法	開発指導課に交付申請書を提出		
申請書類	持参物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交付申請書</li> <li>・り災証明書</li> <li>・支援対象経費の額を確認できるもの（見積書等）</li> <li>・その他参考となる資料（被害状況写真等）</li> </ul>	
	窓口配付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交付申請書</li> </ul>	
支給の時期	実績報告書の提出後、補助金額を確定し支給		
問合せ先	建設部 開発指導課（TEL 0774-64-1341）		

制度の名称	小・中学生の就学援助	
支援の内容	<p>援助を受けられる費用</p> <p>学用品費、通学用品費(第1学年の児童及び生徒を除く。)、新入学児童・生徒学用品費、校外活動費(宿泊を伴うもの)、校外活動費(宿泊を伴わないもの)、学校給食費、体育実技用具費、修学旅行費、医療費(<a href="#">学校保健安全法施行令(昭和33年政令第174号)第8条</a>に規定する疾病のみ対象)、通学費、児童・生徒会費、PTA会費、クラブ活動費、卒業アルバム代</p> <p>※要保護児童生徒は、修学旅行費、医療費、校外活動費(宿泊なし)のみ</p>	
活用できる方	<p>京田辺市立小学校及び中学校に在学する児童及び生徒又はこれらの学校への就学予定者並びに京田辺市に在住し、京都府立中学校及び生駒市立生駒北中学校に在学する生徒又はこれらの学校への就学予定者のうち、下記のいずれかに該当する保護者(児童及び生徒又は就学予定者に対して親権を行う者、親権を行う者のないときは後見人)とする。</p> <p>(1) <a href="#">生活保護法(昭和25年法律第144号)第13条</a>に規定する教育扶助を受けている世帯の児童及び生徒又は就学予定者</p> <p>(2) 京田辺市教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が別に定める基準に準ずる程度に困窮していると認められる世帯の児童及び生徒又は就学予定者</p>	
申請の方法	<p>在籍する学校に必要書類を添えて提出</p> <p>(新入生学用品費のみ京田辺市教育委員会へ提出)</p>	
申請書類	持参物	<p>就学援助費受給申請書兼世帯票・り災証明書・直近の世帯所得状況等を証明する書類</p> <p>※生活保護受給証明書(生活保護受給世帯のみ)</p>
	窓口配付	<p>就学援助費受給申請書兼世帯票(各学校でも配布)</p>
支給の時期	<p>援助費用による</p>	
問合せ先	<p>教育部 学校教育課 (Tel 0774-64-1392)</p>	

# 貸付制度

制度の名称	災害援護資金の貸付																					
支援の内容	<p>災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の規定に準拠し、災害により被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行う。</p> <p>一災害における1世帯当たりの貸付け限度額</p> <p>(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被害の程度</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家財についての被害金額がその家財の課価格の概ね3分の1以上で損害(「家財の損害」)及び住居の損害がない場合</td> <td>1,500,000円</td> </tr> <tr> <td>家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合</td> <td>2,500,000円</td> </tr> <tr> <td>住居が半壊した場合</td> <td>2,700,000円</td> </tr> <tr> <td>住居が全壊した場合</td> <td>3,500,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被害の程度</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家財の損害があり、かつ住居の損害がない場合</td> <td>1,500,000円</td> </tr> <tr> <td>住居が半壊した場合</td> <td>1,700,000円</td> </tr> <tr> <td>住居が全壊した場合※下記↓の場合は除く</td> <td>2,500,000円</td> </tr> <tr> <td>住居の全体が滅失若しくは流失し、又これと同等と認められる特別な事情があった場合</td> <td>3,500,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>償還期間：10年(据置期間はそのうち3年)  貸付利率：据置期間経過後、年1.5%(保証人を立てる場合は無利子)  ※延滞の場合は別に定める利率  償還方法：元利均等により、月賦、半年賦または年賦により償還していただきます。ただし、いつでも繰上償還をすることができます。</p>		被害の程度	金額	家財についての被害金額がその家財の課価格の概ね3分の1以上で損害(「家財の損害」)及び住居の損害がない場合	1,500,000円	家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合	2,500,000円	住居が半壊した場合	2,700,000円	住居が全壊した場合	3,500,000円	被害の程度	金額	家財の損害があり、かつ住居の損害がない場合	1,500,000円	住居が半壊した場合	1,700,000円	住居が全壊した場合※下記↓の場合は除く	2,500,000円	住居の全体が滅失若しくは流失し、又これと同等と認められる特別な事情があった場合	3,500,000円
被害の程度	金額																					
家財についての被害金額がその家財の課価格の概ね3分の1以上で損害(「家財の損害」)及び住居の損害がない場合	1,500,000円																					
家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合	2,500,000円																					
住居が半壊した場合	2,700,000円																					
住居が全壊した場合	3,500,000円																					
被害の程度	金額																					
家財の損害があり、かつ住居の損害がない場合	1,500,000円																					
住居が半壊した場合	1,700,000円																					
住居が全壊した場合※下記↓の場合は除く	2,500,000円																					
住居の全体が滅失若しくは流失し、又これと同等と認められる特別な事情があった場合	3,500,000円																					
活用できる方	災害により被害を受けた当時、本市に住所を有する者																					
申請の方法	<p>次に掲げる事項を記載した借入申込書を、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日</p> <p>(2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法</p> <p>(3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画</p> <p>(4) 保証人となるべき者に関する事項</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める事項</p> <p>2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>(1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書</p> <p>(2) 被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては、前々年とする。以下この号において同じ。)において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書</p> <p>(3) その他市長が必要と認めた書類</p> <p>3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日に属する月の翌月1日から起算して3か月を経過する日までに提出しなければならない。</p>																					
申請書類	持参物	(上記申請の方法に記載するもの)																				
	窓口配付																					

支給の 時期	
問合せ 先	健康福祉部 社会福祉課 (TEL 0774-63-1127)

# 減免等制度

制度の名称	市民税・府民税の減免																					
支援の内容	<p>震災、風水害、火災その他これらに類する災害により特に納税困難と認められた人は、次の表のとおり市民税・府民税が減額又は免除されます。</p> <p>ただし、減免申請をした日以後に納期限が到来するものに限ります。</p> <p>① 納税義務者によるもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>理由</th> <th>軽減又は免除の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>死亡した場合</td> <td>全額を免除</td> </tr> <tr> <td>障害者となった場合</td> <td>10分の9を減額</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 納税義務者（控除対象配偶者及び扶養親族を含む。）の所有する住宅又は家財の損害の程度によるもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">損害の程度 合計所得金額</th> <th colspan="2">軽減又は免除の割合</th> </tr> <tr> <th>10分の3以上 10分の5未満</th> <th>10分の5以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500万円以下</td> <td>1/2</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>750万円以下</td> <td>1/4</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>1,000万円以下</td> <td>1/8</td> <td>1/4</td> </tr> </tbody> </table>		理由	軽減又は免除の割合	死亡した場合	全額を免除	障害者となった場合	10分の9を減額	損害の程度 合計所得金額	軽減又は免除の割合		10分の3以上 10分の5未満	10分の5以上	500万円以下	1/2	全額	750万円以下	1/4	1/2	1,000万円以下	1/8	1/4
理由	軽減又は免除の割合																					
死亡した場合	全額を免除																					
障害者となった場合	10分の9を減額																					
損害の程度 合計所得金額	軽減又は免除の割合																					
	10分の3以上 10分の5未満	10分の5以上																				
500万円以下	1/2	全額																				
750万円以下	1/4	1/2																				
1,000万円以下	1/8	1/4																				
活用できる方	被災者（市民税・府民税納税義務者）																					
申請の方法	市民税減免申請書の提出																					
申請書類	持参物	<p>1 り災証明書又は被災証明書（写し可）</p> <p>2 納税義務者が障害者となった場合は、その程度が分かる書類（身体障害者手帳等）</p> <p>3 ②の理由で申請する人は、住宅又は家屋の損害の程度が分かる書類</p>																				
	窓口配付																					
支給の時期																						
問合せ先	市民部 税務課 市民税係（TEL 0774-64-1317）																					

制度の名称	固定資産税の減免制度																					
支援の内容	<p>被災者が所有する固定資産について、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により被害を受けた場合に、その資産の損害の程度に応じて、次の区分により固定資産税を減免します。</p> <p>○土地</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被害面積</th> <th>減免割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被害面積が当該土地の10分の8以上であるとき</td> <td>全額を免除</td> </tr> <tr> <td>被害面積が当該土地の10分の6以上10分の8未満であるとき</td> <td>10分の8を減額</td> </tr> <tr> <td>被害面積が当該土地の10分の4以上10分の6未満であるとき</td> <td>10分の6を減額</td> </tr> <tr> <td>被害面積が当該土地の10分の2以上10分の4未満であるとき</td> <td>10分の4を減額</td> </tr> </tbody> </table> <p>○家屋</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被害程度</th> <th>減免割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊、流失、埋没等により家屋の原型をとどめないとき、又は復旧不能のとき</td> <td>全額を免除</td> </tr> <tr> <td>主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の6以上の価値を減じたとき</td> <td>10分の8を減額</td> </tr> <tr> <td>屋根、内装、外壁、建具等に損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価格の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたとき</td> <td>10分の6を減額</td> </tr> <tr> <td>下壁、畳等に損傷を受け居住又は使用目的を損じ、修理または取り替えを必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき</td> <td>10分の4を減額</td> </tr> </tbody> </table> <p>○償却資産</p> <p>家屋の減免に準じます。</p> <p>※なお、申請時点で納期限を過ぎた分については減免の対象とはなりません。</p>		被害面積	減免割合	被害面積が当該土地の10分の8以上であるとき	全額を免除	被害面積が当該土地の10分の6以上10分の8未満であるとき	10分の8を減額	被害面積が当該土地の10分の4以上10分の6未満であるとき	10分の6を減額	被害面積が当該土地の10分の2以上10分の4未満であるとき	10分の4を減額	被害程度	減免割合	全壊、流失、埋没等により家屋の原型をとどめないとき、又は復旧不能のとき	全額を免除	主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の6以上の価値を減じたとき	10分の8を減額	屋根、内装、外壁、建具等に損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価格の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたとき	10分の6を減額	下壁、畳等に損傷を受け居住又は使用目的を損じ、修理または取り替えを必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき	10分の4を減額
被害面積	減免割合																					
被害面積が当該土地の10分の8以上であるとき	全額を免除																					
被害面積が当該土地の10分の6以上10分の8未満であるとき	10分の8を減額																					
被害面積が当該土地の10分の4以上10分の6未満であるとき	10分の6を減額																					
被害面積が当該土地の10分の2以上10分の4未満であるとき	10分の4を減額																					
被害程度	減免割合																					
全壊、流失、埋没等により家屋の原型をとどめないとき、又は復旧不能のとき	全額を免除																					
主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の6以上の価値を減じたとき	10分の8を減額																					
屋根、内装、外壁、建具等に損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価格の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたとき	10分の6を減額																					
下壁、畳等に損傷を受け居住又は使用目的を損じ、修理または取り替えを必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき	10分の4を減額																					
活用できる方	被災者（固定資産税納税義務者）																					
申請の方法	固定資産税減免申請書の提出																					
申請書類	持参物	り災証明書（写し可）																				



	窓口配付	
支給の時期		
問合せ先	市民部 税務課 資産税係 (TEL 0774-64-1316)	

制度の名称	市税の徴収猶予	
支援の内容	<p>震災、風水害、火災その他これらに類する災害によりその納付すべき徴収金を一時に納税することが困難と認められた人は、1年以内の期間に限り、その徴収を猶予することができます。</p> <p>また、猶予期間内において、分割で納付することもできます。</p>	
活用できる方	被災者（納税者）	
申請の方法	市税徴収猶予申請書の提出	
申請書類	持参物	り災証明書又は被災証明書（写し可）
	窓口配付	
支給の時期		
問合せ先	市民部 税務課 収納係（TEL 0774-64-1318）	

制度の名称	国民健康保険税の減免、徴収猶予									
支援の内容	<p>国保の被保険者が所有し、かつ、居住する家屋が震災、火災その他これに類する災害により生活が著しく困難となった場合、申請により、次の表の左欄に掲げる損害区分に損壊・損害の区分に該当する場合、被災月から12か月分の保険税について、それぞれ同表の右欄に掲げる減免割合の減免を行います。</p> <table border="1" data-bbox="419 533 1350 730"> <thead> <tr> <th>損壊・損害の区分</th> <th>減免割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊</td> <td>保険税額の10分の10以内の額</td> </tr> <tr> <td>大規模半壊</td> <td>保険税額の10分の7以内の額</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>保険税額の10分の5以内の額</td> </tr> </tbody> </table>		損壊・損害の区分	減免割合	全壊	保険税額の10分の10以内の額	大規模半壊	保険税額の10分の7以内の額	半壊	保険税額の10分の5以内の額
	損壊・損害の区分	減免割合								
	全壊	保険税額の10分の10以内の額								
	大規模半壊	保険税額の10分の7以内の額								
	半壊	保険税額の10分の5以内の額								
活用できる方	自らが所有し、かつ、居住する家屋が震災、火災その他これに類する災害により生活が著しく困難となった被保険者									
申請の方法	国民健康保険税減額免除申請書による申請									
申請書類	持参物	保険証等本人確認ができるもの、り災証明書（写し可）								
	窓口配付	国民健康保険税減額免除申請書								
支給の時期	申請時において納期未到来の国保税									
問合せ先	市民部 国保医療課 国保係（TEL 0774-64-1332）									

制度の名称	国民健康保険一部負担金の減免、徴収猶予	
支援の内容	震災、風水害、火災その他これらに類する災害により死亡し、精神又は身体に著しい障害を受け、又は資産に重大な損害を受けたことにより、保険医療機関等に一部負担金を支払うことが困難であると認められる被保険者に、申請により、窓口一部負担金を免除します。	
活用できる方	震災、風水害、火災その他これらに類する災害により死亡し、精神又は身体に著しい障害を受け、又は資産に重大な損害を受けたことにより、保険医療機関等に一部負担金を支払うことが困難であると認められる被保険者	
申請の方法	国民健康保険一部負担金(減額・免除・徴収猶予)申請書による申請	
申請書類	持参物	保険証等本人確認ができるもの、り災証明書(写し可)、医師の意見書(指定様式有り)
	窓口配付	国民健康保険一部負担金(減額・免除・徴収猶予)申請書、医師の意見書様式
支給の時期	当該傷病の診療見込期間内とし、この期間は原則3か月(ただし、再度申請することにより、さらに3か月を限度として免除)	
問合せ先	市民部 国保医療課 国保係 (Tel 0774-64-1332)	

制度の名称	後期高齢者医療保険料の減免、徴収猶予									
支援の内容	<p>○減免 被保険者又はその属する世帯の世帯主が、震災、火災その他これに類する災害により住宅、家財等の財産に著しい損害を受けたとき、申請により、次の表の左欄に掲げる損害区分に該当する場合、同表の右欄に掲げる後期高齢者医療保険料の減免、徴収猶予を行います（所得要件あり）。</p> <p><b>【減免割合】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>損害の区分</th> <th>減免割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全焼、全壊</td> <td>10割</td> </tr> <tr> <td>大規模半壊</td> <td>7割</td> </tr> <tr> <td>半焼、半壊、床上浸水</td> <td>5割</td> </tr> </tbody> </table> <p>○徴収猶予 減免要件に該当し、6ヶ月以内に資力が回復することが明らかである場合で、猶予期間は6ヶ月</p>		損害の区分	減免割合	全焼、全壊	10割	大規模半壊	7割	半焼、半壊、床上浸水	5割
損害の区分	減免割合									
全焼、全壊	10割									
大規模半壊	7割									
半焼、半壊、床上浸水	5割									
活用できる方	被災した後期高齢者医療被保険者又は世帯主のうち、減免要件に該当する被保険者									
申請の方法	後期高齢者医療保険料減免申請書及び後期高齢者医療保険料徴収猶予申請書による申請									
申請書類	持参物	被保険者証、り災証明書（写し可）								
	窓口配付	後期高齢者医療保険料減免申請書、後期高齢者医療保険料徴収猶予申請書								
支給の時期	<p>減免：災害の発生した日の属する月から12ヶ月分。申請は災害発生した日から1年間。</p> <p>徴収猶予：申請日から6ヶ月以内の納期未到来の保険料のうち納付できないと認められる金額</p>									
問合せ先	市民部 国保医療課 医療係（TEL 0774-64-1374）									

制度の名称	後期高齢者医療一部負担金の減免、徴収猶予	
支援の内容	被保険者の属する世帯が震災、風水害、火災等の災害により、住宅、家財等に著しい損害を受けたとき、申請により次の表の左欄に掲げる損壊・損害の区分に該当し、窓口一部負担金について支払が困難であると認められると、同表の右欄に掲げる免除、減額または徴収猶予をすることができる場合があります（所得要件あり）。	
	損害区分	減免割合
	全焼、全壊等	10割
	半焼、半壊等	5割
活用できる方	被災した後期高齢者医療被保険者が属する世帯のうち、減免要件に該当する被保険者	
申請の方法	後期高齢者医療一部負担金減免及び徴収猶予申請書による申請	
申請書類	持参物	被保険者証、り災証明書（写し可）、資産申告書、その他必要と認める書類
	窓口配付	後期高齢者医療一部負担金減免及び徴収猶予申請書、資産申告書等
支給の時期	申請日から6ヶ月を限度として決定	
問合せ先	市民部 国保医療課 医療係（TEL 0774-64-1374）	

制度の名称	災害に伴う国民年金保険料の免除	
支援の内容	災害により、被保険者の所有に係る住宅、家財その他の財産につき、被害金額がその価格のおおむね1/2以上の損害を受けた場合は、特例免除制度があり申請することができます。	
活用できる方	国民年金第1号被保険者	
申請の方法	国民年金保険料免除納付猶予申請書（被災状況届又は、り災証明書）の提出	
申請書類	持参物	被災状況届又は、り災証明書、本人確認できるもの（運転免許証等）
	窓口配付	国民年金保険料免除納付猶予申請書
支給の時期		
問合せ先	京都南年金事務所（Tel 075-644-1165） 市民年金課（Tel 0774-64-1333）	

制 度 の 名 称	介護保険料の減免・納付猶予													
支 援 の 内 容	<p>災害により住宅に著しい被害を受けた場合、申請により、以下の被害状況に応じ、第1号被保険者の介護保険料の減免、納付の猶予を行います。</p> <p>●減免割合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>罹災区分</th> <th>減免割合</th> <th>減免期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊</td> <td>全額</td> <td>1年</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>80%減額</td> <td>9か月</td> </tr> <tr> <td>一部損壊(床上浸水)</td> <td>50%減額</td> <td>6か月</td> </tr> </tbody> </table>		罹災区分	減免割合	減免期間	全壊	全額	1年	半壊	80%減額	9か月	一部損壊(床上浸水)	50%減額	6か月
罹災区分	減免割合	減免期間												
全壊	全額	1年												
半壊	80%減額	9か月												
一部損壊(床上浸水)	50%減額	6か月												
活 用 で き る 方	災害により住宅が一部損壊（床上浸水）以上の被害を受けた第1号被保険者													
申 請 の 方 法	り災証明書を添付し、申請書を提出してください。（ただし、市が、り災証明書の内容を確認することを同意された方は、り災証明書の添付は不要です。）													
申 請 書 類	持参物	り災証明書												
	窓口配付													
支 給 の 時 期	事由が発生した日の属する月から支給													
問 合 せ 先	健康福祉部 介護保険課（TEL 0774-64-1373）													



制度の名称	介護保険利用者負担額の減免										
支援の内容	<p>災害により住宅に著しい被害を受けた場合、申請により、以下の被害状況に応じ、要介護・要支援被保険者の介護保険利用者負担額の減免を行います。</p> <p>●減免割合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>罹災区分</th> <th>減免割合</th> <th>減免期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊</td> <td>全額</td> <td rowspan="3">6か月</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td rowspan="2">95%減額</td> </tr> <tr> <td>一部損壊(床上浸水)</td> </tr> </tbody> </table>		罹災区分	減免割合	減免期間	全壊	全額	6か月	半壊	95%減額	一部損壊(床上浸水)
罹災区分	減免割合	減免期間									
全壊	全額	6か月									
半壊	95%減額										
一部損壊(床上浸水)											
活用できる方	災害により住宅が一部損壊（床上浸水）以上の被害を受けた要介護・要支援被保険者										
申請の方法	り災証明書を添付し、申請書を提出してください。（ただし、市が、り災証明書の内容を確認することを同意された方は、り災証明書の添付は不要です。）										
申請書類	持参物	り災証明書									
	窓口配付										
支給の時期	申請を受理した日の属する月の翌月分から減免										
問合せ先	健康福祉部 介護保険課（TEL 0774-64-1373）										

制度の名称	保育料等の減免	
支援の内容	○減免制度 市内在住で、市立幼稚園、保育所（園）及び認定こども園を利用している子どもの保護者が以下の場合である世帯について、保育料及び預かり保育利用料の一部又は全部を免除します。	
	被害程度	減免額
	全焼又は全壊による損害が家屋及び家財の評価額の70%以上	全額
	半焼又は半壊による損害が家屋及び家財の評価額の20%以上70%未満	半額
	部分焼、火災による水損、床上浸水等による損害が家屋及び家財の評価額の10%以上20%未満	6か月
活用できる方	被災者	
申請の方法	申請書にり災証明書等を添付し提出してください。	
申請書類	持参物	り災証明書又は被災証明書
	窓口配付	保育料等減免申請書
支給の時期	申請のあった翌月から適用	
問合せ先	輝くこども未来室（TEL 0774-63-1310）	

制度の名称	児童手当の認定等の特例	
支援の内容	<p>支援の内容</p> <p>①災害などやむを得ない事情で認定請求手続きができなかった場合に、やむを得ない理由がやんだ後から15日以内であれば認定請求ができます。その場合の手当は、やむを得ない理由により認定請求ができなかった日の属する月の翌月から支給されます。</p> <p>②災害で被害を受けたなど特別の事情がある人が、請求書や届書に添付しなければならない書類を用意できない場合は、その書類を省略するか、代替りの書類に替える事ができます。</p> <p>根拠法令等</p> <p>児童手当法第8条第3項</p> <p>児童手当法施行規則第11条第2項</p>	
活用できる方	<p>支援の内容①被災者で児童手当の申請を行う人</p> <p>支援の内容②被災者で児童手当の申請または届を行う人</p>	
申請の方法	子育て支援課 窓口	
申請書類	持参物	
	窓口配付	申請書
支給の時期		
問合せ先	健康福祉部 子育て支援課 母子児童係 (TEL 0774-64-1376)	

制度の名称	児童扶養手当に係る特例措置	
支援の内容	<p>①支給開始時期等の特例について</p> <p>災害などやむを得ない事情で認定請求手続きができなかった場合に、そのやむを得ない理由がやんだ後から15日以内であれば認定請求できます。その場合の手当は、やむを得ない理由により認定請求ができなかった月の翌月から支給されます。</p> <p>②所得制限の特例について</p> <p>災害により、住宅・家財等の財産についてその価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた場合は、その損害を受けた日から翌年の10月までの手当について、所得による支給制限を行わないことがあります。</p> <p>ただし、災害による損害を受けた年の所得が所得制限限度額を超えた場合は、支給した手当を返還していただくことになります。</p> <p>③災害に伴う事務手続等について</p> <p>災害で被害を受けたなど特別の事情がある人が、請求書や届書に添付しなければならない書類を用意できない場合は、その書類を省略するか、代替りの書類に替える事ができます。</p> <p>根拠法令等</p> <p>支援の内容①児童扶養手当法第7条第2項</p> <p>支援の内容②児童扶養手当法第12条第1項</p> <p>支援の内容③児童扶養手当法施行規則第26条第4項</p>	
活用できる方	<p>支援内容①被災者で児童扶養手当の認定請求を行う方</p> <p>支援内容②被災者で児童扶養手当が所得超過のため全部停止、または一部停止になっている方</p> <p>支援内容③被災者で児童扶養手当の請求や届を行う方</p>	
申請の方法	子育て支援課 窓口	
申請書類	持参物	
	窓口配付	申請書、児童扶養手当被災状況書
支給の時期		
問合せ先	健康福祉部 子育て支援課 母子児童係(Tel 0774-64-1376)	

制度の名称	特別児童扶養手当に係る特例措置	
支援の内容	<p>①支給開始時期等の特例について</p> <p>災害などやむを得ない事情で認定請求手続きができなかった場合に、そのやむを得ない理由がやんだ後から15日以内であれば認定請求できます。その場合の手当は、やむを得ない理由により認定請求ができなかった月の翌月から支給されます。</p> <p>なお、手当額改定届等の届書の場合も同様に対応できます。</p> <p>②所得制限の特例について</p> <p>災害により、住宅・家財等の財産についてその価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた場合は、その損害を受けた日から翌年の7月までの手当について、所得による支給制限を行わないことがあります。</p> <p>ただし、災害による損害を受けた年の所得が所得制限限度額を超えた場合は、支給した手当を返還していただくことになります。</p> <p>③災害に伴う事務手続等について</p> <p>災害で被害を受けたなど特別の事情がある人が、請求書や届書に添付しなければならない書類を用意できない場合は、その書類を省略するか、代替りの書類に替える事ができます。</p> <p>根拠法令等</p> <p>支援の内容①特別児童扶養手当等の支給に関する法律第5条の2第2項</p> <p>支援の内容②特別児童扶養手当等の支給に関する法律第9条</p> <p>支援の内容③特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則第28条第3項</p>	
活用できる方	被災者で特別児童扶養手当を受給している方や受給資格はあるが支給停止になっている方、特別児童扶養手当の認定請求を行う方	
申請の方法	子育て支援課 窓口	
申請書類	持参物	
	窓口配付	申請書、特別児童扶養手当被災状況書
支給の時期		
問合せ先	健康福祉部 子育て支援課 母子児童係(Tel. 0774-64-1376)	

制度の名称	市営住宅家賃等の減免、徴収猶予	
支援の内容	市長は、入居者又は同居者が、災害により著しい損害を受けたとき、家賃等の減免または徴収の猶予をすることができる。（「京田辺市営住宅の設置及び管理に関する条例」「京田辺市営住宅家賃等の減免及び徴収猶予に関する取扱要綱」）	
活用できる方	市営住宅にお住まいの方で本人又は同居者が災害により著しい損害を受けた方	
申請の方法	減免申請書（又は徴収猶予申請書）その他必要書類を担当課窓口へ提出	
申請書類	持参物	減免申請書（又は徴収猶予申請書）、罹災証明書等
	窓口配付	減免申請書、徴収猶予申請書
支給の時期	減免が承認された日の属する月から12ヶ月以内（徴収猶予は6ヶ月以内）	
問合せ先	建設部 開発指導課（TEL 0774-64-1341）	

制度の名称	一般廃棄物処理手数料の減免	
支援の内容	<p>地震や台風・大雨等の自然災害により発生した災害ごみを環境衛生センター甘南備園に持ち込む場合に、一般廃棄物処理手数料を免除します。</p> <p>※必ず、事前に清掃衛生課までご相談ください。</p> <p>※災害と関係のないごみは、対象外になります。</p> <p>※甘南備園において処理・処分ができないものについては、持ち込みをお断りする場合があります。</p>	
活用できる方	住宅や家財等に被害を受けた人	
申請の方法	一般廃棄物処理手数料減免申請書及びり災証明書を提出	
申請書類	持参物	り災証明書
	窓口配付	一般廃棄物処理手数料減免申請書
支給の時期	—	
問合せ先	経済環境部 清掃衛生課 (Tel 0774-68-1288)	

制度の名称	下水道使用料の減免	
支援の内容	地震、火災、風水害等により被災の状態にあると認められた場合、使用料を減免又は免除します。	
活用できる方	被災者	
申請の方法	上下水道部事務所窓口へ提出（郵送可）	
申請書類	持参物	り災証明書、その他必要書類
	窓口配付	公共下水道使用料減免申請書
支給の時期	書類審査後に常時支給	
問合せ先	上下水道部 経営管理室（Tel 0774-62-0414）	



制度の名称	集落排水処理施設使用料の減免、徴収猶予	
支援の内容	地震、水災、火災等により被災の状態にあり、住家に被害が生じた場合、使用料の徴収を猶予し、又は減額、免除します。	
活用できる方	被災者	
申請の方法	上下水道部事務所窓口へ提出（郵送可）	
申請書類	持参物	り災証明書、その他必要書類
	窓口配付	
支給の時期	書類審査後に常時支給	
問合せ先	上下水道部 経営管理室（Tel 0774-62-0414）	

# 住家の応急修理等

制度の名称	住宅の応急修理	
支援の内容	<p>災害のために住居が大規模半壊、中規模半壊、半壊又は準半壊の被害を受け、そのままでは居住できない場合であって、応急的に修理すれば居住可能となる場合に、その費用を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応急修理の範囲 屋根・壁等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備の日常生活に必要な欠くことのできない部分。</li> <li>・ 基準額 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大規模半壊、中規模半壊、半壊：595,000円以内</li> <li>・ 準半壊：300,000円以内</li> </ul> </li> <li>・ 期間 災害発生の日から3カ月以内 ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から6カ月以内</li> </ul>	
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 半壊、準半壊の住家被害を受け自らの資力では応急修理することができない方</li> <li>・ 大規模半壊、中規模半壊の住家被害を受けた方</li> </ul>	
申請の方法	開発指導課へ申請書を提出	
申請書類	持参物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住宅の応急修理申込書</li> <li>・ リ災証明書</li> <li>・ 資力に関する申出書</li> <li>・ 施工前の被害状況が分かる写真</li> <li>・ その他必要書類</li> </ul>
	窓口配付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住宅の応急修理申込書</li> </ul>
支給の時期	応急修理完了後、修理業者に直接支払い	
問合せ先	建設部 開発指導課 (TEL 0774-64-1341)	

# 文化財修復等制度

制度の名称	指定文化財の修復等支援	
支援の内容	<p>災害により被害を受けた、国指定及び、府指定・登録文化財の修復等に対して経費の一部を補助します。</p> <p>補助対象経費や補助率は修復内容により異なるので、被害を受けた場合は、市民部 文化・スポーツ振興課（Tel：64-1300）まで報告をしてください。（担当者が確認にお伺いします）</p>	
活用できる方	国指定及び、府指定・登録文化財の所有者又は管理者。	
申請の方法	別途申請者に通知しますので、下記問合せ先まで被災報告をお願いします。	
申請書類	持参物	同上
	窓口配付	同上
支給の時期	年度末	
問合せ先	市民部 文化・スポーツ振興課（Tel 0774-64-1300）	

制度の名称	未指定文化財の修復等支援	
支援の内容	<p>災害により被害を受けた、未指定文化財の修復等に対して経費の一部を補助します。</p> <p>補助対象になる文化財は、建造物の場合は昭和20年以前の建築、美術工芸品の場合は昭和20年以前のもの（年代により学識経験者の推薦状等が必要）。被害を受けた場合は、市民部 文化・スポーツ振興課（Tel：64-1300）まで報告をしてください。（担当者が確認にお伺いします）</p> <p>ただし、京都府の審査の結果、補助金が交付されない場合がありますので、予めご了承ください。</p>	
活用できる方	社寺等の所有者又は管理者。	
申請の方法	別途申請者に通知しますので、下記問合せ先まで被災報告をお願いします。	
申請書類	持参物	同上
	窓口配付	同上
支給の時期	年度末	
問合せ先	市民部 文化・スポーツ振興課（Tel 0774-64-1300）	

# その他制度

制度の名称	市営住宅入居の公募の例外	
支援の内容	市長は、相当数の建物が滅失した大規模な火災や震災等により、住宅が滅失（全壊）した者を公募を行わず、市営住宅に入居させることができる。 （「京田辺市営住宅の設置及び管理に関する条例」）	
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現に住宅に困窮していることが明らかな方</li> <li>・ 本人又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員でない方</li> </ul>	
申請の方法	入居申込書その他必要書類を担当課窓口へ提出	
申請書類	持参物	入居申込書、罹災証明書、申込者及び同居者の課税証明書等収入を証明する書類、住民票、困窮理由調査書、請書、緊急連絡先人届、誓約書
	窓口配付	入居申込書、困窮理由調査書、請書、緊急連絡先人届、誓約書
支給の時期	入居が許可された日から	
問合せ先	建設部 開発指導課（TEL 0774-64-1341）	



# 各種相談窓口

制度の名称	市民無料法律相談	
支援の内容	<p>法律問題に関して弁護士がお答えします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 予約が埋まっている場合がございます。その際には他の相談機関をご案内します。</li> <li>● 京都弁護士会が災害等被害の特設相談窓口を設置する場合がございます。設置有無に関してはお問い合わせ下さい。</li> </ul>	
活用できる方	京田辺市内に在住・在勤・在学の方	
申請の方法	相談日ごとに設定された予約開始日以降に予約が必要です。	
申請書類	持参物	
	窓口配付	
支給の時期		
問合せ先	市民部 人権啓発推進課 (Tel 0774-62-4343)	